

2023（令和5）年度第1回（通算第61回）理事会（臨時）議事録
一般財団法人国際法学会

1. 日 時：2023年5月21日（日） 10時00分～12時35分
2. 場 所：法政大学 市ヶ谷キャンパス ボアソナード・タワー25階 B会議室
およびZoomによるオンラインを併用したハイブリッド会議
3. 出席理事：
（代表理事）植木俊哉、（理事）阿部達也、新井京、石田淳、大平真嗣、小畑郁、玉田大、塚原（西村）弓、濱本正太郎、水島朋則、森肇志、山田哲也
以上12名、対面参加

青木節子、都留康子、寺谷広司、萬歳寛之、森田章夫、横溝大
以上6名、Zoomにより参加

出席監事：佐野寛 以上1名、Zoomにより参加
真山全 以上1名、対面参加

陪席：岡田陽平、佐俣紀仁、田中佐代子、二杉健斗（事務補佐）以上4名、対面参加

4. 議事の内容

1) 報告事項

- 1 学会支援機構との業務委託契約更新に関する件
- 2 富山房インターナショナルとの契約締結に関する件
- 3 アメリカ国際法学会年次大会におけるパネル開催に関する件
- 4 国際法学会世界大会（ペルー）に関する件
- 5 Jean-Marc Thouvenin 教授招聘事業の実施に関する件
- 6 日弁連キャリアセミナーに関する件
- 7 東京国際法セミナーに関する件
- 8 国際法外交雑誌デジタル化に関する件
- 9 その他

2) 議決事項

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 第1号議案 | 2023年度第1回（通算第33回）評議員会（定時）招集に関する件 |
| 第2号議案 | 2022年度事業報告・決算に関する件 |
| 第3号議案 | 2022年度公益目的支出計画実施報告書に関する件 |
| 第4号議案 | 2023年度（第126次）研究大会に関する件 |
| 第5号議案 | 国際法外交雑誌第122巻・123巻の編集状況に関する件 |
| 第6号議案 | 研究大会をめぐる諸問題の検討に関するワーキンググループ答申に関する件 |
| 第7号議案 | 小田滋賞に関する件 |
| 第8号議案 | 2023年度アジアカップ模擬裁判に関する件 |
| 第9号議案 | 新入会員の承認に関する件 |
| 第10号議案 | その他 |

5. 議事要旨

開催に先立ち、定款 41 条 1 項および 2 項に基づき定足数が確認され、議決に加わることはできない議長を除く 17 名の理事が参加していることから、議決に加わることでできる理事 18 名の過半数（10 名）が出席していることが確認された。定款 29 条 3 項に基づき代表理事が議長となった。議長は、本日の理事会は、Zoom を併用して行う旨を述べ、出席者が一同に会するのと同様に適時・的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認の後、理事会の開会を宣した。続けて、前回 2022（令和 4）年度第 7 回（通算第 60 回）理事会（臨時）の議事録の確認が行われた。

1) 報告事項

1 学会支援機構との業務委託契約更新に関する件

新井事務局長より、2022 年度第 7 回（通算 60 回）理事会において承認された業務委託契約更新案に従って、学会支援機構との業務委託契約更新がなされたことの報告がなされた。

2 富山房インターナショナルとの契約締結に関する件

新井事務局長より、国際法外交雑誌の編集・印刷に関する富山房インターナショナルとの契約締結がなされたことが報告された。併せて新井事務局長より、原料費等の高騰を反映した値上げ等を除けば定型的な契約更新であり、会計部および関係理事の協議を経て契約締結にいたったことが資料に基づき説明された。

3 アメリカ国際法学会年次大会におけるパネル開催に関する件

寺谷国際交流委員会委員長より、2023 年 3 月から 4 月に開催されたアメリカ国際法学会年次大会日本パネルについて、本学会から福永有夏会員、石井由梨佳会員、二杉健斗会員が参加して成功裏に開催されたこと、また本パネルの紹介記事が国際法外交雑誌に掲載予定であることが報告された。

4 国際法学会世界大会（ペルー）に関する件

寺谷国際交流委員会委員長より、2023 年 3 月 23 日および 24 日にペルーで開催された国際法学会世界大会が成功裏に開催されたことが報告された。同大会には、本学会の国際交流委員会から中井愛子会員および澤田眞治会員が現地参加し、植木代表理事および寺谷国際交流委員会委員長がオンライン参加したことが併せて説明された。また、2025 年度以降に同大会の日本での開催を打診される可能性とその場合の対応について、国際交流委員会内で引き続き検討することが報告された。

5 Jean-Marc Thouvenin 教授招聘事業の実施に関する件

小畑理事より、Jean-Marc Thouvenin 教授（ハーグ国際法アカデミー事務局長）を本学会が招聘し、2023 年 3 月 11 日に東京で、同年 3 月 13 日に京都で 2 度の講演会を成功裏に開催したことが報告された。

植木代表理事より、本招聘事業に尽力した小畑理事をはじめとする会員諸氏に謝意が述べられた。

6 日弁連キャリアセミナーに関する件

森田アウトリーチ委員会委員長より、資料に基づき、2023 年 9 月 16 日に開催予定の日弁連 2023 年度キャリアセミナーを後援予定であること、およびその準備状況について報告がなされた。

7 東京国際法セミナーに関する件

森田アウトリーチ委員会委員長より、資料に基づき、2023 年 8 月 21 日-23 日に予定され

ている東京国際法セミナー（外務省主催・国際法学会共催）の準備状況について報告がなされた。あわせて大平理事より、セミナー講師の選定状況および選定の基本方針等についても情報共有がなされた。

8 国際法外交雑誌デジタル化に関する件

石田理事より、国際法外交雑誌デジタル化実施検討ワーキンググループの検討作業の総括および今後必要となる作業の概要について、資料に基づき報告がなされた。

植木代表理事より、デジタル化実施に関する具体的な作業手順等は事務局側で具体的に検討して理事会に諮りたいとの発言があり、また併せて、石田理事をはじめとするワーキンググループメンバーに謝意が述べられた。

9 その他

(1) 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業に関する件

新井事務局長より、国立国会図書館から本学会への許諾申請について報告がなされた。国立国会図書館では、学術団体のホームページ等のインターネット上の情報を文化資源として保存する事業を進めている。この事業に関連して、本学会のホームページを当該事業の保存対象とすることについて学会側の許諾を得たいという趣旨の依頼が、国立国会図書館から本学会に宛になされていた（2023年5月19日のメール）。新井事務局長からは、植木代表理事、西谷ホームページ委員会委員長と相談の上で、2023年6月中に書面での許諾を行う予定であるとの説明がなされた。

参加理事より、保存対象となる情報の範囲やアーカイブの方法や公開設定について質問があり、植木代表理事より、これらの事項について国会図書館側に確認をしながら許諾のための手続を進めたいという回答がなされた。

(2) 4学会国際会議の成果刊行について

寺谷国際交流委員長より、2022年8月に開催された4学会国際会議に参加した本学会会員から3名が論文を *Australian Yearbook of International Law* に投稿し、いずれも受理 (accept) されたことが報告された。

2) 議決事項

第1号議案 2023年度第1回（通算第33回）評議員会（定時）招集に関する件

植木代表理事より、定款19条3項および20条1項に基づき、2022年度第4回、通算第32回の評議員会（臨時）を6月18日（日）10時からZoomによるオンライン会議にて開催し、2022年度の決算および事業報告、ならびに公益目的支出計画実施報告書の承認、時期理事・評議員の意向投票実施等を議題とすることが提案された。

審議の結果、定款41条1項および2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

定款19条2項原案および20条1項に基づき、2023年度第1回（通算第33回）評議員会（定時）を、原案通り、6月18日（日）10時よりZoomを使用して開催する。

第2号議案 2022年度事業報告・決算に関する件

新井事務局長より 2022年度事業報告書（案）について、西村会計部長より決算報告書（案）および監査報告書（案）について、それぞれ資料に基づき説明がなされた。監査の進行および内容について、佐野監事・真山監事それぞれから、適正に予算が執行されてい

るとの発言があった。

以上の議事を踏まえ、定款 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

2022 年度事業報告（案）、2022 年度決算報告書（案）を原案の通り承認する。

第 3 号議案 2022 年度公益目的支出計画実施報告書に関する件

新井事務局長より 2022 年度公益目的支出計画実施報告書（案）および監査の実施について資料に基づき説明がなされた。佐野監事および真山監事より、それぞれ内容が適正であることを認める発言があった。

以上の議事を踏まえ、定款 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

2022 年度公益目的支出計画実施報告書（案）を原案の通り承認する。

第 4 号議案 2023 年度（第 126 次）研究大会に関する件

濱本研究大会企画委員会委員長より、資料に基づいて、2023 年度（第 126 次）研究大会の準備状況（プログラム案、公募結果等）について説明がなされた。この際、今年度試行的に、①質疑応答の際の質問提出を、質問紙の提出とオンラインを併用する形で行うこと（デバイス持参が推奨されることを事前に案内する）、②研究大会運営委員会の負担を削減するため、質問紙の提出は質問者が行うこととする、③座長による報告者紹介を省略する、という取組を行う予定であることが紹介された。

萬歳研究大会運営委員会委員長より、新潟県および新潟市からの補助金申請に関する報告がなされた。

以上の議事を踏まえ、定款 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

原案の通り、2023 年度研究大会および懇親会を対面にて開催する。最終的なプログラムは 7 月の理事会において審議する。

第 5 号議案 国際法外交雑誌第 122 巻・123 巻の編集状況に関する件

森雑誌編集委員会委員長より、資料に基づいて、国際法外交雑誌第 122 巻および 123 巻の編集状況について説明がなされた。

以上の議事を経て、定款 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（17 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

国際法外交雑誌の第 122 巻・123 巻の編集方針を原案の通りに承認する。

第 6 号議案 研究大会をめぐる諸問題の検討に関するワーキンググループ答申に関する件

研究大会をめぐる諸問題の検討に関するワーキンググループ座長の山田理事より、同ワーキンググループの答申について、資料に基づき説明がなされた。

答申の内容は大要次の通り。①研究大会の日程の設定については 2025 年度研究大会以

降、おおむね 8 月最終週から 9 月第 2 週の間 3 日間とすることが望ましい。②研究大会における ICT の活用方法については、研究大会は原則として対面のみの開催とする。他方で、会議場内における質疑応答のオンライン化については 2023 年度研究大会以降に試行的運用も含めて漸次導入する。③懇親会は引き続き開催するが、その態様については柔軟に対応する（例えば、短時間のカクテルパーティー等）ことも検討する、④昼食用弁当、休憩時の湯茶・コーヒーについては当面は現状を維持して研究大会運営委員会で引き続き検討を行う。⑤研究大会参加登録時の個人情報をもとに会員名簿のアップデート（特に会員名簿上の登録メールアドレスが不通の際に、参加登録時のメールアドレスに更新）に利用する。

萬歳研究大会運営委員会委員長から、④について、近畿日本ツーリストとの協議に向けて方針を確認したい旨の発言があり、都留会員委員会委員長より、ワーキンググループの答申内容に異存はない旨の回答があった。

複数の理事から、将来的なハイブリッド開催導入の可能性についての継続的な検討と、大会開催形態に関する会員への意見聴取の必要性が指摘された。他の理事からは、費用面からみたハイブリッド開催の妥当性に関して、技術的トラブルを含むリスクヘッジ、コンベンション方式という開催方法そのものや登録料の設定まで含めた学会としての政策的決定が必要であり、それらは本ワーキンググループの権限範囲を越えることが指摘された。

植木代表理事より、山田理事をはじめとするワーキンググループでの検討作業について謝辞が述べられた後、2023 年度の新潟、2024 年度の福岡、そして 2025 年度以降という三段階での検討すべきこと、会員にとって研究大会の開催形態は重要な問題であるので、意見聴取はいずれかのタイミングで実施すべきと考えられること、また、2025 年度研究大会については、2023 年 9 月頃までには一定の基本方針を決める必要があるとの意見が示された。

以上の議事を経て、定款 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（16 名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

ワーキンググループの答申に関する理事会での種々の意見を踏まえ、今後理事会にて以下の事項を検討する。

- ・ 2024 年度（福岡）および 2025 年度（開催地未定）の研究大会をコンベンション形式で実施することを前提とした、研究大会の開催形態と開催日程
- ・ 研究大会の開催形態の検討過程において会員の意向を調査する必要性の有無
- ・ 2026 年度以降の研究大会に関する基本方針

具体的な検討事項や議論の進め方については事務局で整理した上で原案を作成し、今後の理事会にて改めて審議することとする。

第 7 号議案 小田滋賞に関する件

山田国際関係法教育委員会委員長より、2023 年度小田滋賞の応募状況、審査過程および審査結果について報告がなされ、資料に基づき、3 名を受賞者として同賞表彰式を研究大会開催時の会員総会後に実施するという原案が提示された。

出席理事より、企画趣旨で重なる部分がある安藤仁介賞との関係、特に重複応募の可否について、今後方針を検討する必要があるとの発言があった。また、出席理事より、小田滋賞では日本国内の研究機関に在籍する学生からの論文を対象としているところ、日本の研究機関に所属する留学生による英文で書かれた論文（しかし、日本国内の実行を含め、日本の学説資料等を分析対象としている）をどう扱うかについても、併せて検討されたいという趣旨の発言があった。

募集要項の改訂にかかるこれらの問題について、植木理事より、国際関係法教育委員会において検討されたい旨の発言があり、了承された。

審議の結果、定款 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除

く、すべての理事（15名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

2023年度小田滋賞受賞者を原案通り承認する。2023年度総会（研究大会開催時）の後に表彰式を実施する。

第8号議案 2023年度アジアカップ模擬裁判に関する件

水島若手研究者育成委員会委員長より、資料に基づいて、2023年度アジアカップ模擬裁判の準備状況について、以下の通り説明がなされた。2023年8月22日、23日に4年ぶりの対面形式で開催する。弁論ラウンドの予選会場はAP虎ノ門、決勝会場（8月23日午後）に東京国際法セミナーの一部として開催予定）は国連大学を確保している。エントリー後、弁論ラウンド参加チームは16チーム程度を想定して準備を進めている。

審議の結果、定款41条1項および2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（15名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

2023年度アジアカップ模擬裁判を、2023年8月22日、23日に対面方式で開催する。実施の詳細については7月の理事会に提出されるが、同理事会前に必要な対応については若手研究者育成委員会に一任する。

第9号議案 新入会員の承認に関する件

新井事務局長より、資料に基づき、3名の入会（1名が一般会員、2名が学生会員）について提案がなされ、また、新規の退会希望者4名について報告がなされた。

審議の結果、定款41条1項および2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（15名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

新入会員＝3名（一般会員＝1名、学生会員＝2名）

退会希望会員＝4名（2022年度末退会希望＝4名）

861名（一般会員766名、学生48名、名誉40名、特別4名、終身1名、維持会員2名）

第10号議案 その他

(1) 国際関係法辞典の改訂作業およびオンライン化について

出席理事より、生成系AIの発展が著しいことを考慮すれば、オンライン上に日本語で記述された国際法分野の正確な情報を利用可能な状態にすることは国際法学会の社会的義務の一部であり、国際関係法辞典（現在、最新版は第2版2005年、三省堂）の改訂およびオンライン化を急ぐ必要があるという発言があった。

植木代表理事より、まず第2版改訂作業に国際法学会がどのように関与したのかについて、事務局側で過去資料を踏まえて事実関係を整理したい旨の発言があり、承認された。

【議決事項】

議決事項なし

(2) アメリカ国際法学会日本パネル開催について

寺谷国際交流委員会委員長より、アメリカ国際法学会の日本パネルを2023年度末および2024年度初頭に開催することの是非について委員会内で検討を行った結果、現状では、①国際交流委員会および会計部への過大な負担を考慮すると、少なくとも次回（本学会の

年度区分によれば 2023 年度から 2024 年度の移行期) 開催することを見送ること、②他方で、次次回 (2024 年度末) 以降には日本パネルを開催する道筋を残す形でアメリカ国際法学会と連絡調整を図りたい、という提案がなされた。

審議の結果、定款 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事 (15 名) の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

2023 年度末および 2024 年度初頭に開催されるアメリカ国際法学会年次大会については、アメリカ国際法学会に日本パネル設置を提案しない。ただし、将来的には日本パネルを開催する可能性を残せるようにアメリカ国際法学会と連絡調整を行う。

(3) 大韓国際法学会への代表理事および報告者の派遣

寺谷国際交流委員会委員長より、2023 年 10 月 20 日に開催される大韓国際法学会 70 周年記念大会への招待があり、従来慣行に基づき、本学会から代表理事および報告者 2 名を派遣する方向で大韓国際法学会と調整を進めたい旨の提案があった。

審議の結果、定款 41 条 1 項および 2 項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事 (15 名) の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

原案通り、大韓国際法学会第 70 年次大会に本学会会員を派遣する。企画内容および派遣会員等については国際交流委員会に一任する。

以上